

# 第12回定時代議員総会

## — 杜の都仙台で 新たな決意を確認 —

### 会長に石亀邦俊君を再選



**全国青年税理士連盟**

東京都渋谷区千駄ヶ谷  
5-20-11  
第1シルバービル5F501号  
電話 03(354)4162

発行人 石亀邦俊  
編集人 市川光夫  
広報部長

全国青年税理士連盟第十二回定時代議員総会は、七月二十一日、二十二日、二十三日の三日間に亘り「杜の都」仙台市のホテルグリーン・グリーンに於いて、全国から三百五十余名が集い盛大に挙行された。

二十一日は、羽田空港での事故のため、大阪・岡山・名古屋等の会員の到着が大巾に遅れたが、無事元気に到着し、前夜祭が開催され、久し振りの再会に夜の明けるまで、飲んだり語り合った。

翌二十二日は、四分科会によるシンポジウムで活発な討論が行なわれた。引き続きシンポジウムの総括報告がなされた後、代議員総会が開催され、活発な質疑応答の中で全議案とも原案通り可決された。特に税理士法改正問題に議論が集中し、再度このような改正案が、国会に上程されるならば、断固反対することを確認した。又来賓に各党国会議員を初め業界の代表、地元の代表等を迎え盛大に催された。そして、会長に石亀邦俊君を再選し、税理士法改悪案の再上程を断固阻止すること等新たな決意を固めた。

二十三日は、観光ツアー・ゴルフコンペが開催され、杜の都仙台での一日を楽しく過した。最後に、次回開催地岡山の再会を誓い合った。



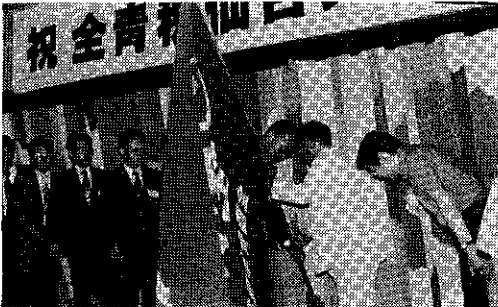
# 大 会 風 景

新役員紹介



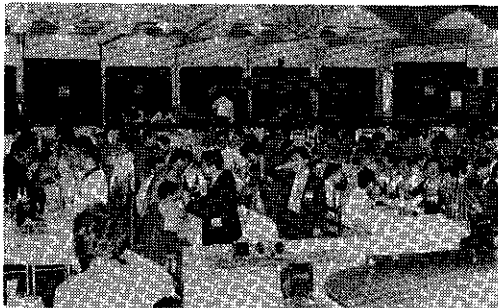
行動の源は旺盛な食欲から  
—懇親会—

全青税旗仙台から岡山へ



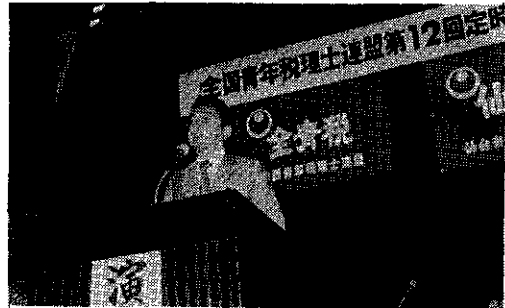
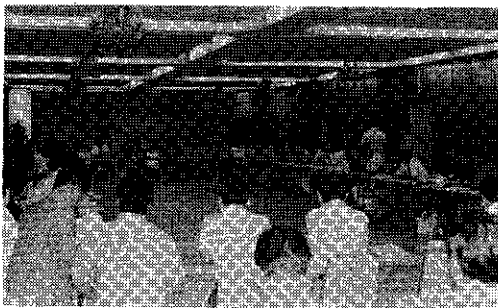
団結を約し、がんばろう  
—懇親会—

なごやかな前夜祭



来賓あいさつ・橋山篤参議院議員  
(日本社会党)

活発な論議・分科会風景



来賓あいさつ・安田純治衆議院議員  
(共産党・革新共同)

## 大会宣言

全国青年税理士連盟は、第十二回定時代議員総会の名において次の通り宣言する。

- 1 国民のための税理士制度の確立をめざし、「税理士法改正に関する基本要綱」にそった税理士法改正運動の先頭になって行動しよう
- 2 国民生活と中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす一般消費税の導入を阻止しよう。
- 3 中小企業の切捨てにつながり、税理士の職域を侵害する会社法改正に断固反対しよう。
- 4 権力を背景にした国税職員の不当な天下りを断固阻止しよう。

以上の目的を達成するためわれわれ全国青年税理士連盟はさらに活発な日常活動を行ない組織を拡大強化しよう。

昭和54年7月22日

全国青年税理士連盟

仙台大会

# 全国の青年税理士よ 青税の力を更に強めよう！

会長 石 亀 邦 俊



先般七月二十二日の第十二回定時代議員総会(仙台大会)において計らずも再び会長にご推挙を頂きましたが、この重大な難局を控え責任の重さを痛感している次第です。

そこで新執行部をお預りした以上は初心にかえり、私が前年度の活動の中で学んだ事、反省した点等を考慮に入れ前年度の活動を引き継ぐと共に、本定時総会で承認を受けた事業計画の実現に全力投球を行なっていきたいと考えております。

## 国民から信頼される 税理士法を

税理士法を

数々の諸問題の中でも特に最重要課題は「税理士法改正問題」であります。日税連は去る六月十四日廃案になった「税理士法改正案」を再び国会に提出することに固執し日税連正副会長会において再提出の決議をし強力な国会活動を展開しております。

あの「改悪税理士法案」について

では当連盟がいち早く改悪点を浮き彫りにして会の内外に警鐘をならして参りました。それが国会にも反映し、当初衆議院一日、参議院一日で法案が通過し成立するともいわれておりましたが、慎重審議の方向に変わり、社会党では「助言義務」の全面削除を打ち出すに至りました。これはひとえに全国青税連の献身的な努力の結果であると思えます。

又、日税連は当連盟の反対運動に対し、健全な一般税理士と思想傾向を異にし、偏った国家観、価値観と税理士の使命観を拘く一団ときめつけているが、むしろ、このきめつけ方をしている日税連の一部特定幹部こそ、これに当たるものである。当連盟は「税理士法改正に関する基本要綱」(昭和四十七年四月日税連理事会全会一致採択)による「国民のための税理士制度」の確立のために運動しているものであり、日税連が指摘するような思想的な偏向者では決してないのである。

この「改悪税理士法案」について

そこで、当連盟は、同じ内容のあの「改悪税理士法案」が再び国会に提出されるならば、再び廃案をめざし断固闘っていく所存であります。当面は当連盟の主体性のある運動もさることながら、当連盟の呼びかけで結成した「税理士法改悪反対中央連絡会」を中心に、税理士会の内外に訴え、民主的な申告納税制度、税理士制度が定着しつつある今日の歴史の流れを変えないためにも、ここで腰をすえ地道な運動を展開していかなくてはならない。一層のご支援、ご協力を切に願います。

## 一般消費税導入反対 運動をさらに強力に！

次に一般消費税の創設に関する問題であります。この問題については当連盟は数年前から取り組み、業界の内外において先駆的な役割を果たし、相当の評価に値するものと思っております。

この一般消費税創設の問題と税

理士法改正とは大きな係り合いがあるといわれ、一説によると、税理士法改正が行なわれれば、一般消費税が導入されても、国税庁職員を大幅に増やさないで済む。といわれております。(六月五日、衆議院大蔵委員会 只松祐治委員(日本社会党)の質問より引用)

これが事実ならば、我々税理士を懲罰当局の手先に利用しようとしていることは明白です。又、政府は「財政危機」を理由に昭和五十五年以降の適当な時期に一般消費税の導入を予定しております。不公平税制の是正、行政改革等による行政費用の削減等が行なわれないままに安易に一般消費税が導入されることには断固反対であります。

当連盟はここ数年の定時代議員総会で反対決議をしております。大会決議にもありますように、積極的にこの問題についても取り組んでいきたいと思っております。

この他にも大事な問題である「会社法改正問題」「小企業対策問題」「国税幹部職員の不当な天降り税理士問題」等に対しても特段の関心を持ち積極的に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、当連盟は税理士業界の内外において高く評価され、それなりに大きな影響力を持つております。そこで更により強い影響力を持つためには、組織を拡大し強化していくことが必要であります。

## 団結を さらに強固に！

新しい地域に単位青税の組織を作ることももちろん大切ですが、それに対応して既存の単位青税をより以上に結束を固め強化していくことも重要であります。どうかこの重大な難局を乗り切っていく意味でもより一層の団結をお願いする次第です。

明日の税理士制度は  
自らの手で築くもの！

全国の青年税理士の燃ゆる情熱を生かし、敗北や孤立を恐れず、税理士の社会的地位の向上の基礎である、「国民のための税理士制度」の確立をめざし、頑張ってください。

会員の皆さま方の倍日のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げます。

× ×

# 主張

税理士法の一部を改正する法律案(以下「改正案」という)は六月十四日延長国会にも拘らず審議未了・廃案となった。翌六月十五日、日税連は緊急正副会長会を開き、「……同法案が次の国会に直ちに再提出され、早急審議のうえ成立に達することを関係方面に切に要望する」決議をした。本来なら廃案になった法案の再提出を求める場合、改めて会員に下ろし、再度意見を聞き、充分審議をし結論を出すべきであろうが、まったく会員の声を無視し、独断にて、「現在の段階では最上のものである」との見解を変えず、機関決定をしてしまった。

当連盟は、全国三万余の会員に詳細を殆んど知らせることなく法案の成立に言進した日税連幹部の反省を求めたが、時間が経ち、改悪の内容が明らかになるにつれ、反対運動が全国に湧きあがるのを恐れる日税連は、第八十八臨時国会が最後のチャンスとみて、その成立に固執したのである。

その手段として、「臨時国会に税理士法を最優先でお取上げ乞

う」という電報を全国会議員に出したり、又、日税連幹部は我々からかき集めた会費を飲食費や政治献金に当てているといわれている。

さらに、日税連は会員の公器である機関紙(税理士界)を私物化して日税連に都合のよい記事のみ掲載している。そして法案に反対するグループに対し攻撃を加えている。それでも飽き足らない日税連は、各単位会長宛に「税理士法改正に対する反対、妨害策動につき注意喚起」との文書を送付し

「記帳義務の拡大強化」「懲戒処分の即時発効」等と一段と税理士を締めつける「取締立法」としての色彩を強くしている。

これは、税理士の自主性を奪い取り、一般消費税の創設、増税に備えて、国民から重税を徴収する手先としての策謀としか考えられない。

一般消費税創設のための布石

一説によると、一般消費税の導入に際し、国税職員の増員が八千

## 日税連のすすめる 法改正を阻止しよう!!

協力を求めている。このようにして、カネを使い、言論弾圧まで行なっていた「改正案」を再び第八十八臨時国会に提出させたが、再び廃案になったのである。

この「改正案」のどこがよいのか!!

今回の改正は多くの点で後退しており、「国民のための税理士制度」の確立とは大きく逆行したものとなっています。その端的なものとして、「助言義務規定の新設」「使用者等の監督義務の新設」

名必要ともいわれております。ところが「税理士法改正」が実現すれば、国税職員の増員が不必要であると、大蔵省の某高官が言ったと伝えられている。そのことは去る六月五日の衆議院大蔵委員会で社会党の只松祐治委員は指摘していることから明らかのように、今回の「改正案」は一般消費税創設のための税理士法改正としか考えられないのである。従って、今回の「改正案」での税理士の使命は「基本要綱」にうたわわれているように、納税者の権利擁護の立場

に立つことが許されず、「税理士は税務に関する専門家として、独立した公正な立場において……」とされたのである。自主権を持たない税理士の本来の意味での「独立」を保つことが可能であろうか。

税理士に対する統制、監督がますます強化されるなかで、納税者からの独立はなし得ても、税務当局からは独立どころか、ますます従属化されていくことは自明の理である。

「無試験資格付与」!

さらに、今回の「改正案」の中で最大の「改悪点」は特別試験を廃止して事実上無試験による「資格認定制」が導入されようとしたことである。国家試験制度の本旨は、国民に対する機会均等の精神に立脚するものであり、公務員にのみ特権を与えらるべき性質のものでない。にもかかわらず、国税当局はこの「特試制度」「資格認定制」を人事管理の一環として(退職後の生活

保障)考えていることである。国家試験は国民に開かれた制度で、人事管理対策とは別次元の問題であり絶対に許すことが出来ない。

業務拡大になっていない

日税連は最大のメリットは業務拡大であると評価しているが、重要事項は「政令」「省令」委任が多く、内容もきわめて不明確で業務拡大には結びついていない。むしろ国税当局の恣意的介入の余地が多分にあり、他団体(青年会・商工会・法人会等)の税理士業務の分野侵出への道を与えるものとなっている。

次の国会へ三たび提出か!

このように、今回の改正は「失うものが多く得るものは無し」の結論に達している。しかし、日税連は、同「改正案」を三度次の国会に提出されるものと思われる。日税連は巧妙な宣伝活動を通じて私たちの言論や行動に対し根拠のない、アカ攻撃まで加え、法改正を推進しようとしている。私たちは、これらの攻撃にもめげず、次代を担う青年税理士との自覚のもとに団結し「国民のための税理士制度」確立に逆行した「改正案」に断固反対をし、再々上程阻止のため根気よく闘っていきましょう!!

「タダ取りの」

「無試験資格付与」!

さらに、今回の「改正案」の中で最大の「改悪点」は特別試験を廃止して事実上無試験による「資格認定制」が導入されようとしたことである。国家試験制度の本旨は、国民に対する機会均等の精神に立脚するものであり、公務員にのみ特権を与えらるべき性質のものでない。にもかかわらず、国税当局はこの「特試制度」「資格認定制」を人事管理の一環として(退職後の生活

# 新部長 あいさつ



## 青税精神で開こう

### 八十年代を

総務部長 板橋 則雄

本年は再度、総務部長の重職を仰せつかりました。ともすると新鮮さが薄れ、惰性になりがちですが、皆様の叱咤激励又暖かい御支援を頂きまして本年も頑張っておりますので宜しくお願い致します。

さて前年は税理士法に始まり、税理士法に終わった一年でしたが、今後引続き最重要の課題であり来年五月頃は、やはり今年と同じような「いざ鎌倉」の事態になる可能性が大であります。

また一般消費税についても、今秋の総選挙の結果如何で前面に浮上して来る情勢であります。

廃案となった今こそ税理士法改正について会員の意見を集約し、衆院大蔵委員会での審議内容を再検討して、少しでも改善して行く努力をすべき時ではないかと思致します。

にもかかわらず、日税連山本執行部では、修正の余地は全くない

との方針であり、今回と全く同じ案で国会に再上程し、早急に成立させようとして居ります。

青税の存在は誠に意義あるものとなり、大なる使命があるのであります。

来年は八十年代のスタートの年であり、全青税にとっても、明日の税理士制度実現を目指して、着実に前進するための基礎となるべき年にしなければならぬ。

組織については、刈谷西尾青税が発足する等仲間が増え、新たな企画を立てて組織拡大に努めなければと思つて居ります。



## 早期収納に御協力を

経理部長 小林 孝治

昨年引き続き本年度も、経理部を担当することになりました。

昨年は、税理士法改正運動に係る各種カンパにつきまして、会員

特試違憲訴訟等、二つの裁判の判決も延び延びになって居りますが、今年中には判決が出る予定です。

ともかく各部と連絡を密にして斬新にして、着実な活動を展開して行き、八十年代の税理士制度は青税が責任をもって用いて行くとの意気と共に頑張っていこうではありませんか！

この一年、青税の存在意義と共にこれからの税制及び税理士制度はいかにあるべきかを考え、又、行動すべき時には行動して実行ある年にして行こうではありませんか。

そして来年の岡山大会には、開ききつてお互いに成果を持って集い合おうではありませんか。

所定の任務を果すことができません。昨年一年間、経理を担当致しまして慢性的な財政の窮乏状態は如何んともし難く、特に、入金が後倒れ(後期に収納)となつて、取引先に対しても、代金決済を待つていただくことが、再三再四あるという状況で、期末に決済するということでありました。毎年、経理担当者が、早期収納のかけ声を上げるのをごさいます、言うは易し、行なうは難しであります。精一杯努力する覚悟です。

各単位青税の経理担当者の方々



## 事務所経営の

### 足腰を鍛えよう

研究部長 上野 弘之

この度、研究部長という大役を仰せつかりました。

この一年間を振り返ってみると天下り税理士問題を初めとして、税理士法改悪阻止、一般消費税反対等全く激動の年であった。

その部度、若い純粋な情熱を燃やして、積極的な行動をとつてきた。

各種の決起集会や国会陳情、そして連日開催される会議や打合せに費した時間と労力、更にはカン

に、是非御協力をお願い申し上げます。又、個人会員の皆様方におきまして、御案内の際には、即刻お振り込みをお願い申し上げます。青税活動の源泉である資金が予算通り、早期に収納されることを願うわけであります。

前年度に、営務理事、理事の会員よりお借り致しました資金も、会長はじめ幹事一同、早期に御返済致したいと考えてはおりますがそのためにも、早期収納を心掛けたいと思つております。

再度、会員各位の御協力をお願い致します。

バも馬鹿にならないものがある。

このような各種の制度問題の重要性を認識しつつも、かくも犠牲を払わなければならないということに当惑しつつ、何とか事務所経営を継続できたのは、誠に有難いことだ。

そこで考えるに、思い切つて制度問題と取組むためにも、生活の基礎としての事務所経営の足腰をしっかりと鍛えておくことが、何よりも大切ではないだろうか。

吹けば飛ばぶような経営基盤の事務所所長に多くの時間と労力と財力の犠牲を半ば強制的に払わせるのは、あまりにも過酷である。制度問題が中心になるならば、あるため、一部の会員はつい速慮して沈黙せざるを得ないのが実情だと思ふ。

換言すれば、各種の制度問題の根本的な改善を図るためには政治の力を借りなければならぬ。「政治は力なり、力は金なり」と喝破した政治家もいるが、政治を動かす国会議員に影響を与えるためには、組織としての票田と軍資金がある程度必要不可欠なことは誰しも否定できない。

青年らしい純粹な正義感だけで少数精鋭的な自己犠牲の上に成り立つ組織の行動力は、はなはだ労働多くして功少なしの感を禁じ得ない。一時的な無理は買けても、持続的な無理は組織の崩壊につながるという危惧の念を抱く者は、おそらく私一人ではない筈である。

幸にも、全青税の組織には、法対策部や組織部がある。研究部はそれらの部と協調しながらも、制度問題一色に塗りつぶされぬように、我々の出張を声高らかに掲げられるような、余裕のある事務所経営の体質改善問題を真剣に取り上げ

てみたい。

悠々と時代を先取りして繁栄する事務所経営の条件づくりを、全青税のネットワークを通して叡知を結集して考えておくのが、会の魅力でもあり、永続的な組織発展の原動力であるような気がしてならないからである。

具体的には、

- ① 税法の専門家としての高度な事例研究
- ② 中小企業の経営コンサルタントとしての M A S (マネジメント、アドバイザリー、サービス) 業務の具体策
- ③ 記帳代行業務の拡充と意思決定会計への足がかりとしてのコンピュータやマイコンの活用方法

等の問題について研究し、全青税の会員になることよって、足腰のしっかりした事務所経営ができるような情報を、年二回のシンポジウムを通じて提供したいと思う次第である。

大変欲張った就任の挨拶になってしまいました。有能な副部長や部員の顔ぶれをみて、つい元気がでてしまいました。皆様のご協力を切にお願いいたします。



## 一単位会に 一単位青税を

組織部長 細 江 美 幸

新組織部長に就任してきて、青税の足元の基礎固めの難しさに戸惑っているところです。

今年度の重点目標は次のとおりです。

- 一、過去の執行部・組織部の努力により単位青税が続々と誕生し現在単位会で単位青税のないのは、北海道会・四国会・九州支部会・沖縄会の四会を残すのみとなりました。今回の税理士法の改悪反対運動を通して感じられたのは、国会議員の有力な人々は、主として地方出身であり

ちように青税の組織力の強い地域と正反対の傾向にあること。このため、地方有力議員に接触なり運動しようとしても、そのパイがなくて、また議員の選挙地盤に青税会員がいないうため、効果が今一歩であったことなどがあげられる。このため、次の通常国会に再び税理士法の上程が予想されることを鑑み、北海道、四国、北九州地区に単位青税の結成を最大の目標としている。

この度、厚生部長という重要なポストに選任され、いささか細かい面もありますが、歴代厚生部長を初めとして、良き諸先輩に恵まれていますので、一生懸命、頑張りたいと思います。



## 全会員の参加出来る 厚生部活動を求めて

厚生部長 大 熊 勇 司

- 二、今後の単位青税の発展強化のために、全青税よりの各方面にわたるバック・アップが必要と考えています。特に最近一、二

年の間に結成された単位青税について、重点的に協力、応援体制をしきたいと考えています。単位青税よりの申し出があれば早速飛んで行きたいと思っておりますので、いつでも、気楽にお申し込み下さい。

今年度も税理士法に全力投球する一年となりそうです。全青税の組織を挙げて、税理士法改悪反対運動を展開したいと思います。未熟者ですが、この一年間宜しくお付き合いの程お願いして、私の挨拶といたします。

私は、全青税の一つの輝かしい玉にたとえていうならば、玉を形成するものは、個々の青税会員であり、全青税の厚生行事は、その構成員たる個々の会員の参加なくしては、その本来の効果を発揮しえないと思ひます。

私は、ここに厚生部としての最重要課題を青税結成精神の原点に立ち戻り、全会員の参加が出来る厚生行事を実現したいと思ひます。即ち、税理士の資格は苦しい過

程を経て手にしたものの、右も左もわからず、税理士会に出席しても見知らぬ人達の中、共通の問題意識もなく、税理士制度についての自己の自由な意見を述べる機会もなく、自由に議論をたたかわす場も持たず、冷たい孤独の中で、ひとり悩む心若き素朴にして純粋な税理士が、全青税の存在を知り、全青税の各種行事の一環としての厚生行事に参加し、体力・智力・徳力を増して、今日直面する税理士法改正問題をはじめとする諸問題に、青年らしく雄々しく正面から立ち向かって行く勇氣と希望をもってもらいたいのです。

そして、国民と共に歩む税理士としての生きがいを見出し、自己の歩む豊かな道を築いて欲しいのです。こうした勇氣と希望に満ちた個々の点たる青年税理士が、各単位青税を形成し、単位青税が、独自で厚生行事を行うと共に、他地区の単位青税と共同の厚生行事を行うことによって輝かしい全青税という玉を形成するのです。

その一端を担うのが他ならぬ厚生部の役割であることを思いますと、その責任の重大さを改めて痛感します。

ただ、ここで忘れてならないのは、どんなに立派な魅力ある厚生

行事であっても、常に、資格をとったての税理士、開業したての税理士、或いは比較的自由に行動しにくい立場の勤務税理士等にとっても、気軽に安心して参加出来るものでなくてはならないということとであります。



改悪案の再上程阻止  
運動を展開しよう  
法対策部長 武田 晃 輔

す。こうして青税会員の全員が、厚生行事に参加出来る喜びを肌で感じる中で、播かれた種子が、やがて迎える岡山大会に向かって大きく育ち、花を咲かせ、実を結ばせることが出来るなら、全青税厚生部長として、これに優る嬉しさはありません。

第八十七回国会において、「税理士法の一部を改正する法律案」が六月十四日、会期終了により、審議未了廃案になったことは既に御承知の通りです。

これは単に、国会の空転のみによるものでなく、全国青税を中心として、それに賛同した多くの良識ある税理士の反対運動が、各党の議員に理解されたからである。

改悪反対に文字通り寝食を忘れて傾けた情熱と、その行動に深甚なる敬意を表するものです。

稲葉前法対部長の後を受けて、浅学非才の私が法対策部長として

知ることが出来る。しかし、この税理士法改正の興味については、昭和三十九年の焼き直しの案すら、税務当局との折衝で苦難をきわめたというから、あきれ返って苦笑するしかない。特別試験を廃止して、事実上の無試験制度への移行、助言義務・使用人の監督義務の新設、懲戒処分即時効力発生等、現行法より遙かに後退し民主化への逆行である。

このように考えると、むしろ課税当局に都合の良い改正内容であり、税理士にとって不利になるものが多い。

果してこれが日税連幹部のいう、税理士にとって現在考えられる最上のものであるうか。むしろ国税当局と国税労組にとって、最上のものでなからうか。

このような改悪の内容であれば、少なくとも税理士の将来を真面目に考え、税理士制度の発展向上を願っている青年会員の反対こそあれ、賛成が得られないのは当然である。

それを、この改正案に反対するものは、「赤旗」と思想・信条を少なくとも主義主張を同じくするグループとか、価値感を異にする一部の過激派とか、これでは自分

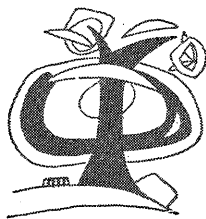
達の意見に反対するものは全て、「アカ」と決めつけているも同然である。

戦前は、軍部に反対するものは、すべて「アカ」と決めつけて軍部の独裁をはかったのと、まったく同じやり口である。

日税幹部が戦前自ら実践した、同じやり口で、やろうとするなら、時代錯誤も甚だしく、狂気の沙汰である。

国税当局には、飼い犬の如く「シッポ」を振り、税理士会員には「番犬」の如く吠え散らすやり方には断固として承服できない。

個人的な感情を別にしても、同じ改悪案を再度提出するなら、断固廃案運動を続けねばなるまい。会員の皆様の一層の御支援をお願い致します。



第一分科会

「税理士法改正問題」について

辻 健 (東京)

第一分科会のテーマ「税理士法改正問題について」は、第八十七回通常国会に提出された「税理士法の一部を改正する法律案」(以下改正法律案という)の内容とその経過報告を中心に議論をすすめた。

- 一、経過報告 稲葉法対部長
- 一、業務について 市川法対委員
- 一、試験制度について 西川法対委員
- 一、使命、自主権等について 岩本法対委員

法改正経過報告

改正法律案は、衆議院大蔵委員会の審議中断のまま、六月十四日の会期終了をむかえ、審議未了廃案となった。これは単に松野元防衛庁長官の偽証告発、岸元首相の証人喚問をめぐる与野党の対立によるだけでなく、全国青税をはじめ良識ある税理士及び納税者による、根強い反対運動が国会に反映

した結果と言えよう。

当連盟は、日税連の特定幹部が推進してきた税理士法改正の内幕が、昭和三十九年改正案から一歩も前進のない、改悪となるものであることを早くから予想し、キャンペーン等を通じ会員に訴えつけてきた。

本年四月五日には「税理士法改悪反対総決起大会」を開催し、改正法律案が国会に上程されると同時に、それまで個々に反対運動をしていた各団体と共に「税理士法改悪反対中央連絡会」を結成し、国会陳情を中心におし進めてきた。

日税連特定幹部は、我々の反対運動に対して、日税連の会報を通して「新聞赤旗の論調と、これら反対グループの論調が同一である」と独断的に思想信条の差を認めつけ、我々の主張を封じ込めようと策した。

我々は、思想信条の違いで「改正法律案」に反対しているのではなくその中味が、国民の為の税理士

制度に逆行するものであるから反対しているのである。

「基本要綱」の制定は、税理士業界の歴史的経過をえて生れたものである。

昭和二十四年に来日したシャープ税制使節団によるシャープ勧告昭和二十六年税理士法制定当時の国税当局の考え方

その後における昭和三十一年、昭和三十六年及び昭和三十九年当時の日税連の改正要望の内容が、基本要綱を構築してきているのである。

国税当局は、税理士法の改正は税理士業界、税務行政、納税者の三者の側に実益あるものでなくてはならないと表明してきた。

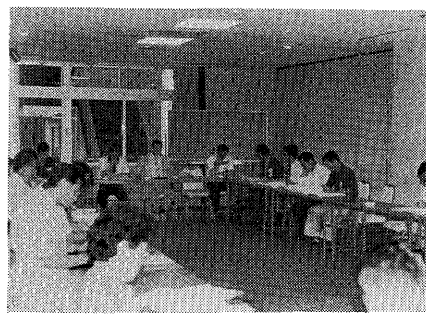
助言義務、使用人監督義務の新設、懲戒処分即時発効等、監督権の強化、税務職員に対する悪条件資格付与の導入等を見ていくと、税理士を徴税機関にしようとする「税務行政側」の実益のみある法律案であるといえよう。

業務について

改正法律案では、税理士業務の対象税目が全税目に拡大され包括規定となった。日税連特定幹部はこれで業務の拡大が実現し大きな前進であると評価している。又一

般の会員もこれを呑のみにしている。果して拡大しているのであるうか。

税務書類の作成についてみるとその範囲が「大蔵省令で定めるもの」と限定され、いつでも任意に税務書類の範囲が規定できることになり、独占権の保障が不明確となっている。



税務相談についても、「計算に關する事項」と限定しているためそれ以外の一般の税務相談は、独占業務の対象外となり、金融機関や各種団体が自由に行なうことが出来るようになる。

いずれも限定規定したため現行法よりも独占権の範囲が縮小している。

会計業務は、昭和三十九年改正案より後進し、「税理士として」

……他の法律に規定されているものを除く」となり現実と変わらぬ規定である。

試験制度について

国税労組は、機関紙「国税会議」で勝利宣言を行なった。

一、事実上無試験に近い形となった。

一、資格取得の制度が本法に入り恒久化される。

一、税務職員の職務評価をしていただいた。

一、今後このような闘争をしないで済む。

改正法律案は、国税労組の言う通り、現在付則にある特別試験制度を、税務職員の実務経験と研修による無試験全科目免除という形で本法に組み入れたにすぎない。

昭和三十九年改正案では、一般試験制度と同時に特別試験制度を改正しようとして、失敗した国税当局は、改正法律案を通じたあと、次に一般試験制度の改正に着手する。その時税務職員は全科目免除、一般受験者はさらに一そう合格への道が険しくなるのである。

研修は、税務職員として当然におこなわれるのであって、税理士になる資格とは違はずである。



(今回の使命中) 税務に関する専門家「この用語が税理士の資格条件と関係がある」

### 使命、自主権等について

憲法三十条ないし憲法八十四条から租税法主義により、税法が経済事情をすべて包容することはできない。そこに法律解釈の相違が生じるのは当然である。税理士は納税者の権利を擁護して、法解釈にあたることも重要なことである。

使命について、シャープ勧告から昭和三十九年改正案における国会までの国税当局の発言でも前進の答弁、あるいは附帯条件があった。

しかし改正法律案における国会審議において、国税当局から前進の答弁がでなかったのは、残念であった。使命について利害関係者は、国税当局だけである。自主権は、前進がまったくなく小企業税務対策を義務化させ、会員に日税連の会則を守らすという、国税当局の統制、監督強化をいっそう増大させている。

助言義務、使用人監督義務および帳簿記載義務は、法律で規定する必要がなく、倫理規定であつて会則等にゆだねるべきである。い

ずれにしても、国税当局に伝家の宝刀を与えてはいけない。

### 主な討論内容

- 一、業務、試験制度を明確にもう一步つこんだ議論が必要。
- 一、国、地方の財政一本化。
- 一、国税当局に組織的に日税連を含むうまくしてやられた。
- 一、地方では日税連のPRがいきとどいてる。
- 一、一般会員は、前進でないと思つてると同時に無関心である。
- 一、一般会員にもっとPRすべきである。

### 第二分科会

## 「一般消費税」について

益 子 良 一 (神奈川)

全国青税では、一般消費税は、国民生活と中小零細業者を圧迫し租税制度と税理士制度を根底からゆるかすものとして、昨年の九月十二日の税調答申がでる以前から研究し、反対を訴えつづけ、昨年の総会でも、「一般消費税の導入阻止」の大会宣言を行なつていま

す。一般消費税対策委員会では、これをうけて、ここの一年、一般消費

- 一、業界内部から国民運動に展開していくべきである。
- 一、国会議員にもっと理解してもらおう。

### 総括報告として

改正法律案は、改悪法案であることを確認し、その内容を知らせるPR活動を一般会員にすると共に、国民の大衆運動とすべき多くの団体等にも積極的に活動をしていく、ここで財政問題が重要な課題となるが、青年の英智と努力でこの困難な状況を打破して行く。

進めました。

運動論を討議する一つの資料として、アンケートを実施し、六月三十日現在の調査結果について、コメントとともに報告されました。(アンケートとその結果は、別紙参照)

アンケートは、二つからなりたっており、

「一般消費税についてのアンケート(その一)」は、一般会員の意識調査をしたものです。

神奈川青年税理士クラブに協力をいただき、神奈川青税の会員百二十八人に実施しました。

回収数は、三十六通で、回収率は二十八%と、アンケートのボリュームからみて、回収率は、非常によかったといえます。

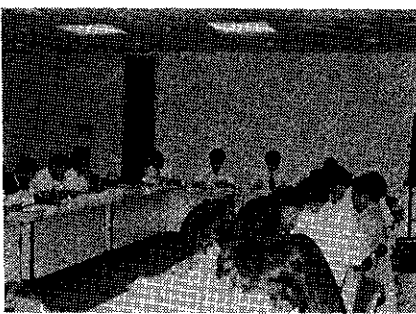
「一般消費税に関する知識」については、神奈川の松本治郎会員から報告がおこなわれました。

その中で、税理士で、一般消費税導入に賛成する会員は、ゼロであり、全部とはいえないけれども、取りくみは進んでいるといえるとする報告がなされました。

「税理士制度と一般消費税」については、神奈川の尾崎一郎会員より報告がなされました。

今回の税理士法改正問題と、一般消費税については、密接な関連

があり、とくに日税連の今回の税理士法改正問題と、一般消費税の導入問題は、まったくの無関係だとする説明とは裏腹に、一般会員は、改正法案のうち、「助言義務」等を一般消費税導入を円滑に行なうための規定としてとらえるなど、深く関連づけて理解しているとの報告がなされました。



「一般消費税導入阻止のための運動論」については、神奈川の井上貞文会員より報告がなされました。

その報告の中で、三つの点が指摘されました。

#### (1) 国民運動への参加

神奈川青税が、「一般消費税の新設に反対する神奈川県民連絡会」に参加したように、国民的なサイドになって運動を進める必要

がある。  
 (2) 税理士会内部の取り組み方の問題  
 各地の税理士会の中で、反対の活動を行なうことに障害があったとしても、積極的に取り組んでいく必要がある。

(3) 青税会員が個人としてなができるか。  
 税理士は税の専門家として、中小企業の身近かな相談相手となっている。

だから関与先との関係を重視して、一般消費税のもつ問題を訴えていく必要がある。

そのあと、全青税として反対運動を進めていく上でのアンケート調査、「一般消費税についてのアンケート(その一)」についての報告が座長よりなされました。

単位会の反対運動の現状を把握する目的でつくられたものです。各地の単位青税二十通と税理士が構成員となっている他団体八通合計二十八通のうち、回収数は、十六通で、回収率は、五十七％とになります。

しかし、今までの全青税としての取り組みかたからみると、回収率は、非常に悪かったといえます。しかし、回答をよせられた各単

位会は、よくやっているといえます。

これらアンケート結果をふまえた上で、反対運動に対する経験交流が行なわれました。

論議されたことは、税理士界からの反対の意志表明がないために、反対運動が非常にやりにくいとする意見がだされました。

これに対して、青税などが、日税連執行部をつきあげていく必要があるとする意見がだされました。

また、一般消費税の導入は、新たな不公平の拡大であり、大企業にとつては、非常に優遇される税制である。

「投資財税額控除」あるいは、「国境税調整」など、内容の勉強が不十分である。とくに単位会として、勉強していく必要があるのではないかとする意見がだされました。

最後に、「提言」として、東京都新財源構想研究会を継承する機関として、全青税で、プロジェクトチームをつくり、発表していく必要があるとの貴重な意見がよせられました。

座長より最後に、我々税理士の中には、一般消費税の導入には反対するが、いざ具体的な反対運動を行なおうとすると、しりこみす

る傾向もなきにしもあらずです。とくに国民的な運動の中に、税

の専門家としてはいっていくことに抵抗を感じている人達もいます。また、一度も国会の場に上程されていないにもかかわらず、もう通ることを前提にして、通ったらどうやって業務をやっていくかということを考えている人達もいます。

しかし税理士法は今回廃棄になったわけですが、やはり廃案になったのは、我々が反対運動を行なった成果の一つだといえます。

反対運動を行なっていけば、政

### 第三分科会 「商法改正問題」について

齋藤克彦 (東京)

府がいくら導入したいといっても、決して国会の場を通ることもできないわけです。

そのためには、反対運動を税理士だけの枠にとどめておかないで、国民的な規模にたつて今後活動を続けていく必要があります。

そのためには、まだ、一般消費税の導入阻止に積極的に取り組んでいない各地の単位会でも、今回の分科会の討論をふまえて、その地域で反対の運動をおこして下さい。との発言によって、分科会が終了した。

の粉飾決算事件が社会問題となり、この背景の基に昭和四十九年の改正では、株式会社の内方特に注目されるようになったことの報告をした。

#### ② 昭和四十九年 改正の問題点

一、監査制度—一元化の狙い  
 四十一年の改正と前後して粉飾決算等が社会問題とされる中で、株式会社の監査制度の強化、改善をはかるべく法制審議会商法部会において二十項目からなる「商法の一部を改正する法律案要綱」が作成され、国会上程後における衆議院での二点の修正と十項目に及ぶ付帯決議、参議院での若干の修正と三項目の付帯決議がなされ、昭和四十九年三月に成立した。

この改正は、当初粉飾決算防止を目的とし、その制度を強化、改善をするためであるが、経団連の主導の基にいかん証取法監査を骨抜きにして商法監査に寄せていくかであった。

それは公表会計制度を商法に一元化することによって、公表会計の社会的信頼をとりもどし、第三者監査たる公認会計士の証明により、その公表効果を一層高めようとした。

商法改正問題の報告は、①商法改正の歴史、②昭和四十九年改正の問題点、③商法二次改正の狙いと問題点、④三点について報告し、とくに今日われわれの目が税理士法改正にむいているときに、商法の二次改正作業にも目を向ける必要があるのではないかと報告、討論のなかで指摘され、次の内容の報告をした。

#### ① 商法改正の歴史

明治二十三年から昭和十三年までのいわゆる企業の所有と経営、支配の分離を前提としつつ、株主総会中心主義をとる近代株式会社法の制定経過、背景、更に昭和二十五年の商法改正によって従来の株主総会中心主義を捨て現代株式会社法への背景、その後の昭和三十年・三十七年・四十一年の改正内容の報告をした。

四十年不況による山陽特殊鋼等

とりわけ取締役の責任強化を伴わない「監査制度の充実・強化」は四十九年改正の背景となった基本的問題を解決しなければかりか、公認会計士監査の導入によって、会社の大小区分等の制度の基礎を確立したのである。

二、執行権限の拡大

戦後の商法の改正歴史は、取締役会の執行権拡大の歴史であると言われるが、四十九年改正も全くその通りである。法制審議会商法部会の「商法の一部を改正する法律案要綱」の追加四項目は、四十九年改正作業過程で、当初の意図とは直接関連のない、抱合せ増資・転換社債発行・累積投票・休眠会社に関するもので、前者二項目については、企業金融は全般的に取締役に権限が集中し法律上も原則として確立された制度となり、取締役会の執行権は一段と拡大され、企業金融に対する一般株主のコントロール機能は事実上なくなった。

監査制度改正作業の当初から指摘されていた一年決算移行——中間配当制度は、このことを明らかにしている。

累積投票の定款による全面排除の規定が少数株主による執行コントロール機能の排除を狙ったこと

も明らかであり、これらにより取締役の執行権限をより拡大強固のものにした。

三、商法改正反対運動

イ 商法改正反対運動の萌芽

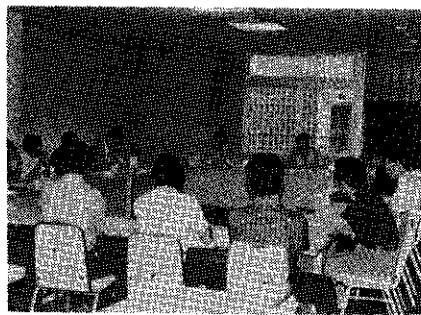
四十一年十月、法制審議会の商法部会は、相次ぐ大会社の粉飾決算に対処するため、株式会社監査制度等の抜本的改正への審議を開始したところ、四十一年日本税理士会連合会（税理士会）もいち早く「商法改正対策特別委員会」を発足させた。

税理士会がこのように強い関心を示したことは、監査制度強化の美名のもとに公認会計士が相乗することにより、税理士の職業的地位低下を招くことになり、税理士にとつてはまさに死活問題として認識されたのである。

税理士会は四十三年十月十六日「株式会社監査制度改正試案に対する意見書」を発表し従属会社に対する支配会社の立入調査権を付与している点、ならびに大会社（資本金一億円以上）に公認会計士監査を導入することは商事基本法たる商法の立場上妥当性を欠くもので、単に資本の大小で大会社の特例を適用せず、公開会社に限定すべきであることなどを指摘した。

ロ、運動の進展

四十四年七月法制審議会商法部会は「株式会社監査制度改正要綱案」を発表し、同年大蔵省は十二月十六日「企業会計原則修正案」を作成している、商法・証取法の監査の一元化の名もとの四十九年改正のポイントである三十二条二項の了解がなされていたわけであるが、これは経団連等の強い



要求であったことは当然であった。

税理士会は同年十月「商法改正反対決起大会」、十二月に「商法改正反対国民大会」を開催した。

ハ、商法改正運動の成果

四十八年三月改正案の国会上程がなり、商法改正反対運動が弱体化したが理論面での一定の前進がみられた、四十七年全国青税が発

表した「商法の一部を改正する法律案に関する意見書」がその一つである。

この中で四十九年改正の指向性を示し、ここに改正反対運動が質的変化をし、国民的課題をもった運動へと形を変えていった。

また国会においては、税理士会一部幹部の要請により衆議院審議の終盤に改正反対運動の火消し役として修正事項があらわれ、結果「附則第二項修正」、「特例法第四条第二項第三号修正」と他にいわゆる十項目の付帯決議なるものを用意され、税理士会の反対運動を抑えるのに大きな役割を果たした。

衆議院の審議を通じて、商法改正三法案が粉飾決算の防止に無益であるばかりでなく、大会社中心の改悪であることが明らかになった。

こういったときに、「商法改正反対国民会議」が結成され、国民運動へと展開した。

四十九年第七十二国会は、結果として衆議院における修正事項と参議院のそれを並置してみると、その質的相違が指摘できる、参議院のそれは少なくとも全国的要請を考慮せざるをえない状況になった。

この商法改正では、大会社と国

民大衆との対決が前面に出てきたことが特徴である。これは国民会議を中心とした国民的反対運動が大きく寄与したことは事実である。

④ 商法二次改正の問題点

五十年六月十二日、法務省民事局参事官室は、各界、各関係団体に対して、「会社法改正に関する意見照会について」の文書を送付し、四十九年改正に引き続き、再び商法改正の作業に着手した。

続いて「株式会社に関する意見照会」そして「株式会社機関に関する改正試案」への意見照会があり、最近の新聞等によれば「株式会社計算」を含めた三項目だけでもとりあえず分離改正をしようという意向が法務省にあることが報じられている、今回の二次改正は一次改正の仕上げと補完といわれている。

二次改正の意見照会は、その前文で、さきの監査制度の改正を含む商法改正を審議した国会における付帯決議の趣旨に基づいて「昭和四十九年九月から、株主総会、取締役会制度等会社法の基本的な問題点について検討を開始」した旨を述べている。

衆参両院の附帯決議が意見照会を提起しているような会社制度の改革を前提としていたかは、疑問である。衆参両院での審議の段階では今回の意見照会が予定しているような論議はなされていないからである。

四十九年七月、経団連は、「商法改正に関する緊急要望事項」として十三項目をとりまとめ法務省などに要望している。

今回の意見照会は、右の附帯決議よりこの経団連の要望をより重視しているように思われる。

今回の意見照会には、大小会社の区分、株式会社、有限会社の最低資本金制度という、前回の改正にあたって、中小企業諸団体から反対を受けた、その同じ内容が、さらに露骨な形で再び提起されている。

むしろ今回の再改正は、その仕上げとして、国民各層の強力な反対をおしきっても強引に完成させようとする並々ならない決意のほどが示されているように思われる。

次に、二次改正の基本的問題点を掲げ、全国青税のこれに対する立場を並記する。

一、中小企業の切捨てと差別イ、大小会社の区分について

商事に関する基本法たる商法に大小会社区分の考え方を導入することは、中小企業の差別と切捨につながるりその経済活動に重大な弊害をもたらす恐れがある。

ロ、株式会社及び有限会社の最低資本金制度について

最低資本金制度を設けて、中小企業を株式会社から排除する合理的理由はない。

現実に中小企業が株式会社として存在している事実は、わが国において経済活動を円滑に行う上で、それが有効かつ必要であることとを示している。

二、商法への連絡決算制度導入について

商法への連絡決算制度の導入が監査制度の強化や、企業内容開示の拡大になると判断してはならない。

既に証取法上連絡財務諸表制度が実施されており、企業内容の開示等は、これで十分に目的を達することが出来る。

三、執行権の強化について

戦後の商法改正は一貫して、執行権の強化と資本調達方法ないし、資本蓄積方式の合理化の流れをたどっている。監査制度の改正もこの流れにあり、執行権の強化によってもたらされた粉飾決算、

公害等の諸問題を執行権の縮小を伴わず解決し、国民の信頼感を継ぎ止めるための監査強化、充実に形式上規定したものである。

執行権の拡大、強化に継がる改正には、今までの法改正の経過から、株主総会を層々形骸化させ、株主の権利を侵害し、経営の放縱をもたらす結果となる。

四、企業結合、合併、分割について

企業結合は、金融機関を中心とした会社間の再編、企業集団化により資本集中が進んでおり、これらは市場構造の変化から一般消費者の利益を害する場合など悪い影響がある。

合併についても公正な取引が阻害されるような状態が発生してきている。商法上安易な合併方法を認めるべきではない。

分割については、経営者責任を分割会社に転嫁することも考えられ、このような分割が規定され容易に行なわれれば放漫経営による経営の責任を不明確にすることになる。

その他分割には色々の問題があり、また企業の分割は昭和四十九年七月の経団連の十三項目の要望事項のトップに位置してあるのも十分注意すべきである。

五、企業の社会的責任と大企業の規制について  
これについては、商法の改正に

「事務所経営」について

田 中 青 雄 (名古屋)

第四分科会は事務所経営をテーマに分科会が開催された。業界を取り巻く環境がきびしくなっていることを反映してか、百名を越える参加者で活発な討論が展開された。

よってではなく、公益確保の観点から、特別法によって実効性ある規制を別途規定すべきである。

最初に名古屋青税の加藤義幸会員より「税理士事務所の顧客に対するサービス向上について」の報告がなされた。加藤会員は、(一)税理士自身のあり方、(二)顧客のニーズはいかなる形で存在するか、(三)二つの問題意識の下に税理士業務を十四種類に分類し、業務内容を拡大した場合及び本来の税理士業務に專業した場合のメリット・デメリットについて分析した。更にサービス供与方法について税理士中心型と顧客中心型につき、それぞれ分析を加えた。この報告の中で加藤会員は税理士は税を通じて顧客と接する姿勢をくずしてはならないことを主張し、更に、税の専門家としての資質向上がサー

ビス供与の基本であることを強調した。同時に青年税理士連盟のあり方についても青年税理士に研鑽の場を提供する組織としてその活動内容を発展させるよう提案がなされた。

二番目に東京青税の武田会員が「合同事務所経営について」次のように報告した。顧客のニーズの多面化、高度化が進んでいること。税理士事務所自身にとっても、コンピュータ導入等の設備投資の増大、老後、死亡の対策、勤務税理士の将来の問題等、不安定要因が増大していること。このようなどころから、共同事務所、法人化事務所は時代的要請として理論から現実問題になりつつあるとして、協業化事務所、法人化事務所、共同ビル事務所につき実例が紹介された。更に今後作られるべき理想像として大規模合同事務所構想が発表された。

協業化事務所

形態

①内部的にはそれぞれの税理士が独立し、対外的には一事務所として機能する。②関与先、収入、職員、帰属は各税理士個々のものとする。③事務所維持費は各自平等に分配する。

運営上の利点

①常に相談相手がそばに居ること  
②設備投資が分担されるので容易であること  
③万一本人に事故があった場合、相互扶助ができる。  
④関与先に安心感を与えられる。

運営上の問題点

①収入、雇用関係が異なることから事務所全体としての職員の管理が不十分で、分散的になりやすい。  
②事務所のスペースが狭くなった時の対策

法人化事務所

形態

①有限会社で、税理士、労務士の資格を持つ古参従業員が社員、取締役となる。②出資持分は各社員平等、③運営上は代表を置くが代表取締役は存在しない。

運営上の利点

①企業の運営により経営の安定が図られた。②各税理士の知識の共同利用が図れる。③職員教育が充実し、福利厚生面の改善により職員の定着率が高まった。④関与先

の信頼が高まり各税理士の所得が増加した。⑤調査立合の代行が可能である。

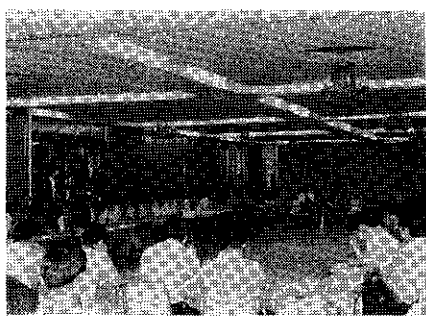
運営上の問題点

①能力差に対する報酬の分配が難しい。②共同事業であるがための個性の抑制、③なかよし集団となり積極性に欠ける。

共同ビル事務所

形態

①各事務所はマンション形式による個室、②区分所有で共有登記  
③所用資金は各自の持分割合により銀行より各自名義で調達。④室の割当は抽選で決め表通りに面した室は裏側の室より二〇万円高い  
⑤権利義務は専有面積の割合によって取得、負担する。⑥所有事務所の譲渡及び賃貸は税理士のみとする。



運営上の利点

①身近になかまがいるので心強い  
②安価で取得できた。③職員も仲間が増え定着性が良くなった。④関与先からの信頼が高まった。⑤労働条件の格差の問題も表面化しなかった。

運営上の問題点

①事務所が手狭になった場合の解決策がない。②事務所の譲渡等が税理士のみに限られていること。  
③強力なリーダーがいないと計画が進行しないこと。④会の選挙の場合に相手の立場を認め合うこと

大規模合同事務所構想

(税理士法を考慮せず)

形態

①原則として、法人組織による運営とする。②税理士は全員役員となり、出資者となる。③税理士数は十〜二〇名、関与先数は五百〜千件程度とし、職員数も五〇〜百名とする。

運営上の利点

ほぼ法人化事務所と同じだが著しいスケールメリットとして、①税務署、金融機関等に対する発言力、影響力が強大になること。②事務所の力が強大となり、関与先に対する情報の提供、仕事の斡旋、関与先の交流を活発に行なうことが可能となる。  
③優秀な新卒の採用が容易になる

運営上の問題点

①能力、規模、年齢等がほぼ等しい税理士十〜二十名の賛同を得ることが難しい。②個性が強く協調性に欠ける人は不向きである。③一定の年齢に達して、個人的欲望を捨てられること。

三番目に大阪青税の福元会員より「コンピュータ会計導入について」報告を受けた。この中で福元会員は、現段階ではコンピュータの導入の是非を論じている段階ではなく、コンピュータを税理士事務所にとどう役立てるかを具体的に考えるべきであるとして、財務管理システム、販売管理システム、経営管理システム、その他のシステム、導入する際の顧問先への対策、小規模企業対策、コンピュータ会計導入によるメリットとデメリットについて説明を行った。当面の問題としては、財務管理システムの活用にとどまらず販売管理システム、経営管理システムを活用することが、顧問先のニーズに答え、業務内容を高度化する上で重要であるばかりでなく税理士事務所の高収入を図る上でも有用であると述べられた。更に今後の問題としては関与先のオフィス・コンピュータ導入対策として、プログラム作成等に関与し

高度な実務知識を提供するような準備が必要だろうとの見通しが述べられた。

この後の討論では実践的な意見発表が目についたが、協業化事務所については、協業化の成功例が二〜三人の会員から体験的に発言があり、その教訓として、「いろいろ心配はあったが思い切って一歩踏み出すことが重要で、当初心配された税理士相互間の問題は、スムーズに処理された。」という発言が印象に残った。コンピュータの活用については、販売管理システムの迅速性について、センサー利用の場合でも十分に可能であることが数人の発言者から立証された。全体として聞きごたえのある分科会となった。

——年末のご贈答にご利用ください——

書込み式税経カレンダー

税務デスク・マット

各 450円 (20以上事務所名印刷)

お申込みは

税経月報社 東京都文京区関口1-10-18 TEL 03 (268) 0570 (代)

# 税理士特別試験

## 違憲訴訟を傍聴して

九月二〇日午後一時から東京地裁民事第二部九号法廷で、税理士特別試験違憲訴訟の公判が開かれた。原告側は、原告団、原告弁護団、傍聴者約四〇名が出席した。被告側は、被告、被告代理人等関係者は一人も出席しなかつた。

この裁判で原告らの求めたものは、次のとおりである。

- 1、被告税理士試験委員が実施した昭和四七年度から同五二年度までの税理士法附則第三〇項の規定による税理士試験は無効であること、昭和五三年度の税理士法附則第三〇項の規定による税理士試験を取消すこと。昭和五四年度以降税理士法附則第三〇項による税理士試験を実施してはならない。
- 2、被告国は、原告らに損害賠償金を支払え、支払済みに至るまで年五分の金員を支払え。
- 3、訴訟費用は被告らの負担とする。

これら原告の求めに対して、裁判長は傍聴者に聞えないような小さな声で読んだ本文は次のとおり

である。

- 1、原告らの被告税理士試験委員に対する訴えを却下する。
- 2、原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 3、訴訟費用は原告らの負担とする。

前後二二回の口頭弁論がおこなわれ、五三年十二月十六日結審以来再三の公判延期の後の判決であった。

一、判決は特別試験に問題があることを認めている。

原告側は、直ちに検討会を開催した。弁護団としては判決理由を詳細に検討しなければならないかと前置きして、判決理由で「公平な一般の競争試験によって税理士資格を付与するのを相当とする者を選抜するのが適当な方法というべきであろう」と述べ、特別試験に問題があることを認めている。

しかし、それが憲法第一四一条一項に違反すると断定できないとしている。特別試験の内容を十分理解していない判断となっている。

また、「顧問先予約等の弊害に

ついて、そのようなことが是認できないものであることはいうまでもないが……」と述べており、特別試験の弊害も認めている。公判を通じて特別試験の実態が明確になり、その不合理性が公けにできた点で一定の成果はあった。今後さらに特別試験の不合理性を深究する旨の弁護団の力強い発言があった。

二、公平なる国家試験の実現まで訴えよ

また、傍聴者の北野弘久教授は次のような発言をされた。

特別試験が昭和三十一年に五年間の時限立法により創設され、その後三六六年に「当分の間」と改定され現在に至っている、この「当分の間」には国会審議でも明らかとなつた。法附則第三〇項は時限立法の性格を有するもので、特別試験の制度は一〇年間位の法的根拠を失っている。判決は「当分の間」の解釈で憲法の主旨をふまえたものとなっていない。

本来、税務職員と税理士とは要求される使命が異なるのであり、実務経験があるからといって特別試験でよいことにならない。厳正公平なる国家試験一本となり、不平等な特別試験の廃止まで訴え続

ける必要がある。

さらに、多くの参加者から、七年間の長期裁判で大変であったが、特別試験が実質的に廃止されるまで、戦つてほしい旨の発言があった。

三、東京高裁へ控訴する

最後に、「税理士特別試験違憲訴訟をすすめる会」の田賀明会長から我々としては納得できない判決であるので、弁護団、原告団とも相談した結果控訴したい旨表明され、全員一致をもって控訴することが決議された。

引続き記者会見が行なわれ、原告側が特別試験の不合理性を説明し、記者からも多くの質問が出た。その一つに「一般試験と特別試験の合格者数はどうなっていますか」と質問があり、昭和五十三年十二月三十一日現在で一般試験一六五一九人、特別試験二七九三人との答に記者達は、啞然としていた。

四、改正案は無試験資格付与

去る九月七日再び廃案となつた「税理士法の一部を改正する法律案」では、税理士審査会の指定した研修を終了した国税職員等で三年以上勤務した者は、無試験で税理士資格が付与されることになっている。昭和三十一年に、税理士

会は短期間に改正できると予測して特別試験を附則で許してしまつた。その改正が二三年後にさらに改悪されて本則で存置されようとしている。法律が一度改悪されるとその改正は容易ではないことを示している。この裁判の判決からもこの事を銘記すべきである。

五、一層の支援活動が必要

今後、この裁判は高裁で争うことになるが、より多くの税理士の物心両面の支援活動によって強力な運動を展開していく必要がある。

### 編集後記

新執行部による第一回目の会報の発行が、遅くなりましたことをお詫びいたします。

今回の会報は、仙台大会に出席出来なかつた全国の青税会員の皆様に、シンポジウムで討論された内容の総括報告を詳細に報告したいという趣旨に基づき、紙面を多くとりました。

また広報部の本年度の事業計画として、会報は年間四回の発行を計画し、その発行日は第二回目は十二月一日付、第三回目は五月一日付、第四回目七月一日付の予定です。特に本年度は、個人会員や一般会員の皆様の御意見、御希望或いは各地域の情報等の投稿をお願いいたします。